## 滋賀県屋外広告物条例施行規則改正概要(抜粋)

	T			
改正日(公布)	平成31年(2019年)3月19日			
改正日(施行)	平成31年(2019年)10月1日			
主な該当条項	滋賀県屋外広告物条例施行規則第10条第5項、第6項			
主な関連条項	滋賀県屋外広告物条例第 15 条第 2 項			
改正概要	全国的に屋外広告物の落下、倒壊等の事故が多発していることから、			
	屋外広告物の安全性をより高めることを目的として、継続申請時に必			
	要となる屋外広告物安全点検調書の作成者の資格要件を改正しまし			
	た。この改正により、通行者が多い地域に設置される一定規模以上の			
	広告物について、資格要件が厳格化されます。			
	■改正内容			
	・安全点検調書の作成者は、所定の資格を有する者であれば、管理者			
	でなくてもよいこととする。			
	・通行者の多い地域における一定規模以上の広告物について、安全点			
	検調書の作成者の資格要件を屋外広告士と点検技能講習修了者に限定			
	する。			
	資格	4m超(通行者が	4m超(その他の	4m以下
		多い地域)	地域)	
		<b>※</b> 1		
	屋外広告士	0	0	0
	点検技能講習修了者(追加)	0	0	0
	*2			
	屋外広告物講習会修了者	×	0	0
	職業訓練指導員免許所持者	×	0	0
	技能検定合格者	×	0	0
	職業訓練修了者	×	0	0
	(管理者(非有資格者))	×	×	0
	※1:通行者が多い地域=用途地域が商業地域、かつ容積率 400%以上の地域、かつ道			
	路内または道路境界線から水平距離2m以内の区域			
	※2:一般社団法人日本屋外広告業団体連合会および公益社団法人日本サイン協会が行			
	う屋外広告物点検技能講習の課程を修了した者			

※屋外広告物点検技能講習の受講に関しては、一般社団法人日本屋外広告業団体連合会の WEB サイトにて確認していただくようお願い致します